新著聞集 一

從第一巻
至第三巻

文 本 18 70

へ13
1184
1

新著聞集

目録

一　巻第一　忠孝篇
一　巻第二　慈愛篇
一　巻第三　酬恩篇
一　巻第四　報仇篇
一　巻第五　崇行篇

島田藏書
へ13
1184
1

一巻第六　勝蹟篇
一巻第七　勇烈篇
一巻第八　佞奸篇
一巻第九　崇厲篇
一巻第十　奇怪篇
一巻第十一　執心篇
一巻第十二　寃冤篇
一巻第十三　徃生篇
一巻第十四　殃禍篇
一巻第十五　才智篇
一巻第十六　清直篇
一巻第十七　俗談篇
一巻第十八　雜叓篇

總目録止

新著聞集

忠孝篇第一

忠臣鉄火掌中を焼ず

兄弟以ありて吉利支丹を擇る

擯駕門外

ある人を追慕して三嶋潟をする

百姓甚助孝悌にして家富

存母ハ孝を盡し亡父にハ純を助

勢州の山父兄の欲をとりし

浦野遺臣本所義討
大坂の少年まさに募い自滅す
母をいさめ水に入る
極悟乃臣時を待て賊を献ず
釈善乃父母が見んことを祈求す

[stamp]

忠臣鉄火手中を焼ず
明智日向守殿乃額踊かれしを何者かしらん
盗しかの讒議甚しかりし時何から伊満といふ
浪人ましうに大庭しきまて日向守乃老臣
斎藤内蔵助が我おもうと許へしのび頓て内蔵助
とのまきれ窮しかふり内蔵助威を少し
以のかれ気色をあらし件の大筑おやまえつ八
似合ある信ちす此君が意を違せんしてかく
聊ることしかの事しなれハいくらでも瞬とき

諸生の手本ともなすべきを不孝ぬなすまじくして
何の益(えき)あるらんといひしかば鶏おもへらくも
至孝(しかう)の事に思召されそのうへいはで内義似と
伊曼(いまん)とは天神のおんこと後大を握(にぎ)らせしに伊曼は
またも海をも焼(やけ)ずきましに内義は何のかはりし
すもちろもりれえ清ある難(なん)を遁(のが)れしとぞ
兄弟(きやうだい)皆りて吉利支丹(きりしたん)に纏(まと)る
得て後ち信人兄弟して親を孝(かう)もせし
ても元(もと)よりすべき業(わざ)なされば只困窮(こんきう)乃事

のことをなげきゐたりしある時兄(あに)がいふやう
吉利支丹にならんと祈くして法寶(ほうび)を授かりし
親を安楽(あんらく)にさせんと思ひ頻(しき)りにいひしかば
弟(おとゝ)は心得ず恥(はぢ)しめて兄を祈(いのり)は
天の恐れもあるべし只我(わが)くは某(それがし)を祈へ
よみがへらす一向(ひたすら)に歎(なげ)きしかば親の哀(あは)れみ
をこん命(いのち)を惜(をし)むべきにあらず心も気も事もなくて親
子には深く隠(かく)し吉利支丹(きりしたん)宗をなりしか其の上
筑後(ちくご)にあらく訴(うつた)へしを其の身も吉利支丹なる

しかして訴人なすものあれハ銀百枚褒美として
かの者ハ則ち禁獄せらるまし然るに吉利支丹
ひらきける者ハ此方の宗徒となりてハ伴天連
と深くしたしみ不審しきりなれは奉行を
めし穿鑿ありしに内證ハ御宗門とハいふ
なる唱言のみせし此者ハ罰てすけれなかる事
筋より破れなきと申しけれハ沙汰もなし
伴ひおこなふならハ此宗の法もすべからく
かの者を責しめられ此上ハ法にも及ぶべきなり

ちかくの謀計をもつて法令紙をひすめ無実の科も道理
をかし伴天連ハ親兄をはなれす無実に押かし
其人ハ何ほとも刑罰しなかれと臣をなけき
血を流してなげきしかば頓て言上に達し
孝子の御まもりする者なりとて町奉行並に
小伝馬町にてそのうち命をまぬかれさせ給ふ
筑後守より金子十両町奉行も加へて民部少輔より
金一枚篭中より銀子三両扶持らる
金三両合力ありしとぞ此子ハ母とともにかなしみける

かの兄弟を保科肥後守へあづけられしとぞ
擯鵠門外
幸良上野介へ贈り来るかの上杉弾正大弼綱憲乃
裏門より如き人まぎれしを塩田五右衛門といへる者服
しもきてさし走り出鑑をかざへ堂上野殿にて
弾正の実父にてありし由せばこそ上杉乃家ハ実
方とハかハれるかの様振舞ハ此家乃瑕瑾て剛
まくすまやうまいきかざし歩うてめうせ当へ
眼をはいおていひしうたハ氏をも謗りうちぞ

歩うてめうちかひしとぞ
主人を追慕して三宅島へ流されける
江戸銀座平野表に家ハ家来乃悪事によりて伊豆
三宅島へ配流せられしに名つらひの縁ひと
其の主人の行方をたづねきてきかれて今一度逢
拙しせんと越方まんとも砕き索をかゆし私を
漕ぎ海賊方小笠原左京大夫の組乃水主で
出て三宅のまよりの私をまちて浦渡し年来の
用意せし送り手の何まいぬかしを数年乃艱難

とげ遂給ひしそのゝち天和三年より諸家多く赦免を蒙
帰国せし時孫兵衛乃横切りの災害を免れて
主人ともにすけいしも悠りしまたせしとぞ
百姓甚助孝心にして家富
備中乃国浅口郡柴木村乃百姓子三人あり
田地を三ツに分て分ちわたし兄二人ハ耕作
怠りがちにして次第に未進せしかど弟乃甚助
ハ形乃ごとく精出せし故未進もなく
母も之が方にて住くやすらかに嫁が孝行成る

みなくらしかねけるがもし時二人の兄ハいつとなく貧なかりし
縁故ありて遠地ハよき時節を得てわかくてハ
悲しき心を持へし故例も未進なれば遠地の
取扱といふとも我まゝが欲乃ごとくに得ず
知らしめしけれど御領主へ相勤べしと
又ぞいや継ひけれど言乃ゝともをこそハゑべき
からて押て兄にしこれすこしも怨なく彼の
あしき田をとりて当年未進するものもなかりし兄ハ
此年ハ未進もなくてこゝよりぞめふあかりしと

甚介は聞きて佞言し貪地ほどせめせめくどきしのび
ありしを左右も不便の事におもひ兄をうらみし
あるは何年の秋霖雨して洪水ありて田地多く
ながれ損亡大きくして領分の甚助が所分
いまだしも損もなく稔もよろしきとも
よく立しうへ代官中村平気見分ありて土地
まさるに依てよろこびて此旨へ訴へるしてる
目付吟味のうへにて成まいましきなり急ぎ
甚介をよびよせすみやかに旦那の判甚助がゆゑに

当家は甚介が身を詐りて恐れし程の心にも石に積ひ
まる人々はまさに怒りし悪意の働くゆへし難
安んもをきるのうも其夢又作りしと評う
何人も其後へ岩山郷の東なるまじき兼ねども
うな頃て出奔し母も其事を歎き訴
兄が見ないりて喜びしあり其の日は此所積金にて
て国分寺の僧寒人兼ねてありぬ孝な
のみおりえて敵と積を返し給ひ
家臺の名にも列座し末のまゝ甚介をよびも

まゐらす　おやのゆめにすこしも違はず掘出しき
身としてハ其母兄に孝悌を尽せしゆゑ
依之天乃冥助にておのづから法褒美として
ながく田畑をたまはりし其いさを
備中浅口郡大嶋某村内物作方
三名畠方三反都合六反給載二至孝悌
之行永代無之素より僻地之民雖不
知至孝悌之教深に天質之忠哉
郡中皆玉と称甚美是亦天之忠也故

褒録賞之者也　光政判

承應三年十一月十三日
某村　甚助

かくのごとき廣大乃御恩賞を頂セしかど
ふしぎなりけれバひとへに天の御めぐみ
ますます孝をまもりて老母に仕へまつり
ますます孝行をつくしけり一日も怠らず
人も挨目山田市多く来りて語をつぎ母が健なることを

まゐらする事ハ八旬といへども甚さけふくろく
し孝子ともてバ何事も心にかなひけるに人ぐ
いかなる大名高家ともうらやむハなかりしほどぞ
母おいぬれども侮ることなかりけるのみにて侍りし
存母にハ孝を尽し近父にハ礼を行ふ
備中和気郡しぶこう村に幸吉といふもの有
ひさしく母に孝を尽しけるが妻を娶りし人に
おのれハ家まづしく富ざれども母をなぐさめ
ゐるへハ世をしのび貧しき長十郎にこそ母のためにハ

賤ふし嫁がきたりければ疎きとて三人ゆるしを
離別すれのみの備言せずいやしき母に
不孝のものいひてぞ至べきにはなれ眉目も人なく
にハさまり今日より出ちもせぬるとて
そのものもあとをのこしめてけり自らせざりし長十郎まろうち
柴をかり仕へずして母をやすめ父の命日にハ
柴を荷ひてかへりきる門に捨といひて悦しを伴ひて
てみ長十郎み取おなすべしとて礼といへども称ハさる
ひとえ自ら身の宿にて世にハ薪をとりてかくといへ

其の倅く業をもちゆきすて古例のことくおもひ
れといへど出でくれとて義をかゝみしみかれ
男兒もいはくかはしかど賣殺ちあれハまひも
不便なりおもひ侍るゆへにしてさまざまして賣
しけハさらにわかしと今人のまうぬかしをかへし
中華おもひやよろひろて却て佳をせしく徒
西土孝子あるのみ孔子先ゑり儀もきこしめして
ハ本をまなびし者やまりて男兒をあはれんやすと
や

勢州亀山にて父兄乃讎をうつ
其山田鳩なる大坂浮華代と云時家中に石井
宇右衛門といふものハ子細ありて撃てあなと
人々いひしき堀まひうけど侍従中まで敵ひ
ありし照たて西国方へ赤堀源右衛門といへる浪人
也二年兼ふかりにして口妻をつきとせしを思
しかもなかりしが其親人乃何氏によりしかれて
かの方親類の宇右衛門をまもりして其山の高家
中ゝ又ハ東国四辺の似合しきうちもかくまひたりけるに

まのゝあれど以ふうちて歎息おもへ字あかくへにし
ありや多ヶ年のよしせずとも士ハまうひ乃る
これが家く閑張淵劉ありんてり先性三く悉あ
てり休息しまれくしも陽意ありせあくて勇内
園おてり餞拖せて主あり像又ある虐あずじて家中の
つのき座中して答談の師としすしさくかしこまて拍々
ありまし仁けり附宇あるひそかく像又ある生悔海さ甚
まつのき附まり武藝てりえやかくて心せ尽し冥
からしおるひ殿てりも談の出給南せず家中乃

きまかをも弟子てありしおもの方乃談式経歴
かまうりかひとしにいるとも未熟てりぞろへ
もしハ切者なる事のくまとるんも心憂あれバ中
ふくへてありしうば辞てりハ取しくありにお
ありしてその附士一途乃かせきハ隣てなし武術の
ものハ上手きくのあれハ却て人の褒貶もおそるの
つあせよそく会見せしにおあるハ未来の指南まう
急にまきとて稽古談せざりしかるとしてしかれと
や無用乃ことなり誰の負ても恥しして辞し

あらじと争ひの語りて一合せなすにヤアと叫聲
乃下にて胸をあてゝ突れたれども今一合せと漏し
と一向に打しるしに気色かはりてかくそうしを
いうをかさりて又合して三角物をふるのきれ
てあり源太夫いで何口打しきりにたかしあの
意図ありきんと膝をうちひざしみ頃て乃丞
戌の刻ばかりに宿所持ちうち略しおそしも
去ゐし毎夜に出へ幼通りし所をも源太夫
ハ小藪乃かげより飛で出浴のいしを突ぬ

て小鎗にて咽喉をつき通せハ守太夫刀抜しかど
木履にてさて御打し小僕ハ頻に後しきりの
てわりひその書へ翔いで向いてのみと告
あれば三之丞もおどろき家来のうつす翔つき漸に
まなまゆぬ貌しつゝ大底されども終ぬにて任る
次男半蔵ハ五歳三男源蔵ハ二歳なりとて幼稚なれバ
母随ぶんて若育せしより兄三之丞ハ十八歳のなりけれバ
腰て支ものしまく父が敵を討て廟ありて俗
よいへるを末期の言として其の夜涼わくて家しく

なりぬ三之丞ハ右近殿へ言上し冤枉をいひけれバ
曽根の若党ども人々つき何くともなく出て廿二歳
のまへにしもふ南山の西なる山せ之流を渡りて浪
しかど歎けるに是非もなし何角のすべ只思ひ源太
あり継父赤堀掛斎とぞ聞へし鷲者大がたりなる
刃ものを討して高札をたてゝ神なき掛斎をころし
そのハ右衛三之丞なりと親の敵をうたんと初めて旅の
只何村の何氏が家へ来れ幸源源太夫へ知るとき
書をり探索すもあらしかバ三之丞ハ京流の何氏

て廣場にて待かけしかれども何町もゆきしに藪
の内より源太夫が若党ども親の敵覚えたかと肩先
より切付る三之丞自ら傷うけしかども刀をぬき
とて腰なる刀をぬきて抜うちに切れバ
源太夫が背を突きしが其まゝにしてかけ去る三之丞
大手を負けれど追かけて駈付て死したりしが継ひし
若党をんなは口惜しく思ひけれども源太夫が
方へ知らしめけれども自害して死ぬる
三之丞二男三男このものらくをいひかくして其由を告ん

を漸く蕩盡して洗ふが如き貧になりけるが源五郎
平常家の附すじその端をきらし其時勢州かめ山の
家老石川総同役かゝへ家中に留守居ありし旗大将下村
孫左衛門へ源平と名を改めさせ妻にすこしの身をつくし
骨をくだきて仕へし其人も作すがりく不便がりし
同家中の貧しくてもよしありし中にも幸壊水右衛
かくて百日ぎらいきる家方々表平が家来の子の
と若黨をまとにすゑもし道一人わんとも出へせし
元禄十三年の其のうちにふりし孫左衛門が水右衛

方へ用ありて森平を使はしけるに水右衛門は切
水してあり日ごろ煩懲やみてへし森平是れは
よびよせ背をちぢけさせしに背より腕にいりま
以ての外の疵口ともあり森平がいはく是れは何事
の疵ありておはせしとはまば彼者はまた方は狼藉
のものなりかあらん某つゝまむやうにもののふにて
石井宇右衛門といふものを討し其時手いたくおふ
その某を引出さんとあまりて某親の敵を討てある
年月其のゝち何氏の大藪乃うち□□上日暮覧

かくれ家も見物せしと飛かゝり刺殺して坂田[illegible]
ろうちしがはしすがる者あれハ腰のあたりをかゝへ搦捕を
りくせて某逃る所をとらへし一念底にさすれバ
草むらにひそみしが隠家の襟元のあたりをかれバ活も
死にたるもありし懺悔して居るもありと見えたれハ今夜
謝んとたりよりハかなりし紫とも某も顔ある身
なれどもいろいろの身を太刀にかけみな殿にも此の
大初の身をせ誤面かさいなる陰なる此の身へそ
人又海るうと移んころ又割しられ藤平

此のうちには是を神仏の引合せとおもへバ尾も遠
ありハ出さんと見すまして挨拶して往ぬ意におく
藤平はそのゆふべあらためてありし兄貴の許へ
いひつかりし何とぞして陰家中へ事ありと
いひこしけれバ皆殊もなくやかて幕をそ同[illegible]
みちへ鼓打妻八気なく古物と名をかたり[illegible]
亀山へ帰して事なし吉原三月の出かゝりに[illegible]
いまとりて藤平口入ありて其年若きし先陣役[illegible]
是にありて無年しくいふよう切く藤平と此大原へ

主の為に忠をつくし三吟出合なりとも殿の御為に萬金におに
本意を遂べきとて肉親深きゆゑあり水火も君に尽(?)
申せしハ某親ハ婦子三度まで天晴ひしかど
如意をとげずして空しくなりて身の程も見し
此まゝ八譜代の者なれハ何とぞして次男三男
とはかんとせし親兄の跡をつぐせんとし此意
遂させよ和かにはすりのこ萬の孫まても
おまえぞおもふて空しく年月遺言しておかぬ
称かハ此女枝の助太刀させさへくらべ

いかにも女人のいふいふ叶へり大切の老母なりと思
きかりけれどもとも遊せず万一仕損じたるハ女人の
敵なり母を養育いたせし事と背て八七年
までの勘当ともかりけれど是らハ此事へ孝なりし
ひとつ八此所より一里ばかりの在所ハ松生藤
親かかハれかきてハすれど某捏をもとむもおいまき
ありとも心意乃うへまでも先をまもりまへがすく
ともあれど此身の志ほへしとても水火のをせ
一女日の暇をえて出もなり吉助ハ出府大日の

手紙ありし主人是芝居へ吹聴致しけるに此度は雄
ぬけし我等の者此役をあてし所へ立寄しのいへ
なりけるに出しとて主人まづ一通りにもなりし楽屋代
とかくに此方とへ参るのうく祝れくとこなく
おりしすかも色ハ出ざればおつとめてまゆう味の
嚢堤のおくれのうちありける縁の単衣ハ大脇指
入ておのいみだ水茶屋ありし所をおきしく悔し
受けつ来平ハ主人へより前売ハすべきよしを
再三いはれしかど此も受けかしが此と思ひけるにや

此方ハ如何しけるきよしとやせば主人より刀を見せ
名をば当方とかくにも此方紹文ありきれやしてた
いかなるかよみえび重代の一腰を見せしとき主人へ
見せ参れど関和泉守の二尺三寸の秋の事くにて
肝をいやし候し扨八日ハ水茶屋の下女ハ
向き下薬二すじの鴛鴦をもの丸日の手紙
主人の御飯の油揚を紙すくゆふめんとて出しし
不器大食にて水茶屋に逢し一度ハいかなるかなるを
少野郎主人にて此度のいかに絶ぬるかくしと云

しらば水右衛門いよ〳〵伜が今様すの外頭痛せし
ゆへ節の軍也かけるを待ち身も白洲へまいりせよと
野郎が其のちまゝしても幸の事ありなんと伺ひしと
時きおとうが某按摩いたし療治伺ひちやん
わかじ戯を続けしに水右衛門のいよ〳〵横の手口又の
芝右衛門家来乃吉助ハ何とも合点の行ぬ眼付し
ゆきて無躰ながら討ちすべんと伜が律右衛門
いよ〳〵下にハ誰しも同じ事なり只大目なり
思ふ事も之なく吉助松うらよりも飛出て石手

宇右衛門が伜半蔵なり親類に兄の敵あらんかと
いふまでもなく頭より髪のおくれまでも切しおとす
同く弟源蔵ありとて肩先きより大袈裟なり
切なとす某兄弟三千三家とも宇都宮に付日に来る
ても妻の素意を達せりこれ偏に仏神の加護
ゑハ此父此兄の菩提の念力するよりて手を合せに
方をていし敵を討せきし一封を水右衛門が積のにしみ
此ひつ兄生きるもの足をぬく嫉妬伺して
出来り此野郎ハこれまたころき闈の堀へ落しなど

すゑく翫びがてら其の始終をかたりし子孫遊廓へ言
上げし件の一封をひらきけバ大坂儀集のふんくさ書
尚し自分仮名文郎ハすゝまんとずいぶん
脇給乃総まそくりうく記してぞう進て居たるハ謙
再彼がく二階をかり案じあるひは漸く絶えれ
しとけりなとしにかゝき出世やと皆へ感じ
あへるあん人の事のハ兼て云合をし松山の内に三階
にあらいしは居て注遣の人の噂をさせよぐけるたゝ
追て其の気つかひなしとて若党をあん内へ飯し

あん人ハ先上方の出帳面をけさんとてもとしお坂の下
乃駅にてある古事ももらんとおもひしき武士の下向
やりせんとうちすゝこし無心のすゝめ節くの旨趣
ありて只立ゆりし此所三度両どろまでその外に疲
し演くおじし話かしひまて十をはやせてかしといへが
侍ハさうひのそれうにて茶やの奥の方へ出で
ぞかり寝させてもや晩ありおりしまくゆるせむと
て料理すゝめ今まで十あれど頭出しいそしくしても
只不自由をたしなめしてすきまバ長乱きちろはし

ハいそれがらし然るを財をのせしよりて百姓ばら
にまかしえすれバなみるしきははらきたるいさはら
がくしきらひて礼義をのべ南北へわかれし
おり細末山閑晴富士の許し息下野の八幡え
州浜松乃城とら今ぞ世にしられども二人立帰り
しを頼すくなき者もとていらま殺せらるし
兄弟共義の知行二百石宛安源共了新知
二百石宛いらま屋敷ならびしくかてい万人をれく上
仰付られしとぞ御家に末葉迄の子としこ伝へし

へくへ感ぜざるハなかりし世又元禄あの頃よしあその
中しもいそいしき説なり

浅野遺臣本懐を討

元禄十四年三月大内にて喜瑞の時よぶき乃勅使
武城へ来られし折伴侍に人として接待赤穂の
城主浅野内匠長矩へ仰出され吉良上野介
殿ハ公家衆にてたりしゆへ内匠頭と殿中の
事とりて御饗応のしかるべき事ども有るや
同月十四日松の御廊下にて上野介を飛かゝりて

とかくの意趣見へしかど只一討にせんとせしが
長兵衛小刀の鯉口くつろげ肩さきよりけさに切
付られしをこらへ面中ありとて逃んとしけれ
ハなせ又後より追かけんとしけるひあやまち肩
付提川与三兵衛抱ハ何れ兵衛ひきつれ参りしハ
し所なすへき事にて遠せしかに自殺とゆひ
壇島といひ甚さふらきのいよいよと難く泣を流に
よりて翌日町奉行京兆尹に位銀申附て
すなはち切腹被るる事すなはし宮崎かけたに服従

渡海の事を与なりとて舟楫の儀此をやめし
けるにより金森大草氏らの八松平安藝守殿へ
遣されて在りし上野介殿ハ元より蔵疵なれど
療治いたしくれ頓て平復なりし内通家臣ら
件の疵気ハ切らしよりも数多の人を巌山
嵐を海水いるを溢てなしくて上を下へ立し
て十方をうしなひ亀くるまへ身縮りて只只
料簡として我もまへすまてより由く起居動作
にして物を扱へなく似よりて誰ハ其の是非を

こゝに定むへきものハなかりし時に長臣大石内蔵助
ハ文なりしく武なり猛きものにてありしが
かせありめ義をたてゝ上使乃命をうけたまはり
城郭しかるを不らく受渡し居ひ明らかに渡し
同志の者を居らせおゝせるひう退き行しかま
まくんもけれハいろいろ浪々の身となりしかども
気をせうかてひしなりても豪傑の士三百有余
が中なりませなり百千余人をえらびなりて
ゆにゆかく志さし淺君をいさき義ハ霜雪を欺

き父母妻子とも恩愛のなさけを遠離し悲歎を
一戦にきはめし勇士の忍びかねし互に
志を同じく謀をめぐらし自ハ京都にかくれ住
ある者ハ綿帛をあきなひ或ハ小間物
扇子をあきなひ先達て武府に入りて住しせき
ものゝ浪人せるかてひ老へ掛りるものゝ日を
すごしてかしこに遊佚嬉室を徘徊し多くの
金銀を費やし世の謗し又人の嘲りをも
いとはず日々に放埒の悪言にも空しくくらし

果しなき内にも武らくなくを演ふかりし
寺数回度なり後にハ此の者人の者を上野の
屋敷ちかき本所松坂町界目にて庭を出し
粟黍の雑穀はしハ甚夏の売物けたる高
其日おくりなる中にも今まの主を覩まもりて此
所附近の大星由良之助の弟の矢間重太郎とい
る三人ハすなはちよりありて其後浪人しけしが
件の一乱をきくよりも干戈の具を帯して
赤穂に来り旧恩を一刻にて報ぜんと張り

おりしかど内藏助いまだ見えざれバ許さざりしにより
其母売なるハ此外の家の數葉にてわかれをしかど
儀の名残惜みて近臣たりしが俸禄を退きぬ
又小山進藤ハ内藏助が縁属なりしかど嫌て
不義なる賤をもよしとして散けりし又糟屋
勘左衛門の三人ハ多病弱情にして老を父母の
志なりしかバとて閑居せしみ大星内藏之助
内藏は親たるハ邪奸多貪の事にてそれまで
賊真百余荷ておけおさめて城下の大ぼや十左

米屋庄兵衛は此買人の方へかくし置一生を
不義不忠の者はまいらす優遊せんとおもひしかど
人のそしり天の罰するをものがれがたくて此度才言
恥辱を負てもいふべき様なりしお庭とて
天の覆はず地の載ざる所なりとやおそれしけん
ふるき知音のよしみでも是に離され跡なくなるべき
事なればとて又八月廿五日あり赤穂の事ある延蔵
源八を兵衛ともろともに糾明かなひ竊に
たはやへ召のしめ件の始末の封をきり今まで

三百あまりを出し鰐の口をのがれしはとく〳〵逃げ
けんとせしを隣家の買人見とがめ諍家押し
かくはて流浪てんへんせし折ふしにいまだ自分の
まかりにもせよ家内にゐしきるまひ也兎角なり
大躰丈夫なりしはまべからずと念りたるはゆるし
がたし恥をしらざる理のせむるはきこゆれど一言も只
えず只はづかしき懼れて其のまゝ今宵を出し出し
御法の処かんは是非なりゆるし再へと侘しかど
彼のえせしものの名のりとてかつて律儀の始終く

許へ父子の者を町中引わたしはかなく追放せし
ことハ此の不義をもつて恩をわすれて散落せし
その主人又同苗大学殿御出世の事に於
きのふにて身を全せし其の主人へとうや
萱野三平矢頭長助早野和助父ハいきかへりを
内證により遠くしかれども運命のおよばずして遂に
病死して残り橋本宗右衛門ハ強勇の何ありて
本意を同士とともに遂んとせしに悔ち侍て終に
自殺せしとかや此十七人の義忠乃信ハ

主君のかたきを討おほせ末後の遺恨を黄泉の
氷りおくがごとく安きうへに謀求めしかゆ
かの館なりハおいて逆臣をなさず志を達せんことを恐き
て要害きびしくして賣買の者なりといへども事に
見ることなく一人も大きに猶も門閭多かり
かりあ群をなし家子郎党上杉家よりハ警固の勇士
おほく上にて侍せしめ是等十七人も時運の至を
おそりうすものゝなかりし身のおぼえにかゝ
いひ合せきん元禄十五年極月十四日夜半を

目かねし人も鉦ゆれりして同類のごとくせ合
恥ありて諡をなしけるも凡ましかりの御宴
すぐ究竟の時なり今宵家老君の忌日也
よしさらば此時の本望を達せんと主税の身をよくし
すてに甲斐の附くりは表回向院の裏門ちかく
おのおの一所にて出合ありて大かれハ兄こうをにすて爾当
し上ハ白き袖にすへしの袖のいすそに倣贅
の水玉をちらくにちらしよるを時ありや挑へけん
皆一様にて裏をかけし銀紙の短冊に仮名実名

を書きしるし固く結びて鑓長刀
弓矢うちものかまやくつきうらを多く携へ表裏の
門をも押へ梯子を立て易々のうちの三四人雑ちなく門をのり
こし即坐に門番を討とりし内より門を開
然れば残りなく押あまきてわたりかども表門あいハしかま
をまたび三百余人はわらうきこれ内へ入んとすれ
ともやもらくて居よりあり横内へかかりそのものハ
からやかるてくるてぎれりけん又敵を多く噂
て玄関より打て入り且くかかり討ものをうしして

山霞河竹三五七九とひゞきそのまいりし八是ぞ
お家のことでまうけん良けりて出せへいうりける
出く戯かしきなり上野女房ハ又人侍りつるを
門かん人出ざりし長やへいの下げるかくたちも又
訓り歌を合ふりし長やの戸口とかくしめ居しる
そのとも又門外の大蛇もいそうへの誰も又く
ぼりけんお急角居るのゆうり天井様の下
あとかを行て歌のよわとハ人ハ又も又かなへ如来
出来めけくして出へある思ふ称又アし此稲荷

の拝殿の下りゆきしく人影見えしきれとへいば
さればこそといふよりはやく拝殿の縁の板二三枚蹴
やぶり放ちてあれど今まで来たりしかなる上野の
つてにはるありきのいちも白いくの絲ゆきす
かなの三人手拭帯つけして丸腰にて居つま
ありつるくまれぞ上野の若その人なりか故
天の行をれたる鬼にを待ちめ脇のかたし引出し
禄をぬかして見されが疑ひすもちかりけり此
人せへよつ絶えしを紀を倍くしてついぞ奥

ありしこぜんとて宗人のうちのふちへしけるにすゝんで
一刀で討(うた)れて終(つひ)に首(くび)をとられし有様を見申す
三年とかりけり男(をとこ)そびてまにおそしいやしさらく
あのまゝにてあらば此ほと大勢(ぜい)の者の肺腑(はいふ)で摧(くだき)
あるものいくそたびかつて憎(にく)しとおもひしも餘り
そのまゝ座にまつられども亭家とくらしし士目
ていらし友経(きやうか)もありまして経(へ)上りし人の
首(くび)ハちかハせねしのとて頭(かしら)てとりけるそ〇〇
みせしあるサア今ハそれあおその笛(ふえ)でふくやとて

懐中(くわいちう)より小笛(ふえ)一管(くわん)で取出し吹ならせど寝(ね)かしたに
群(むら)り居(い)る者ともも一度に笛(ふえ)を吹合(ふきあは)せ皆(みな)く
一所にあつまる此笛(ふえ)を吹とはしく何れの大勢(ぜい)
ちりぐと引退(ひきしりぞ)きいつちともなく行方をしらず
ありけり此時に彼三千いかなる究竟(くつきやう)の武者(むしや)
なりともかく大長刀を水車(みづぐるま)のごとく振廻(ふりまは)し
らしあれども皆(みな)くひはずせし秘目がくるゝに
上野殿〇〇人あまりかねて体むかして疵(きず)うし負(おひ)
きかふにとおとりし鏑(かぶら)ていひあれば憎(にく)き奴原(やつばら)

おいてのうへに眼前にて親を討せ己等安穏に
くらすべきやうなし かゝるときハ親の敵ハ
子息左膳なりとていよ〳〵敵をねらひて互に
刺違へハ此身ハ捨ても
れず三人へひそ〳〵と立合て奥の方へ忍びし
後ハ実ハ撃剣の柄に手をかけ左近しておん頭を
その子ハ幾ハ幾せ手ひんぶんせしハやすからずと
制しあらそ誰がなかでもなかりしとすり
極刑にあてて刑罰して櫓閣三度にあてて讒ある
屋敷へむかひしにおゐて親くハ浅野内匠頭家来
なりし中にも頭ハ大石良雄をはじめとして上野介を
かたきと狙ひて今度推参いたし御首を賜り
ねらふやうすハ親くハ皆若者にて是へハ誰といふ
者へどもそれ其中へ入こみしと若者を同道いたし
ふたりともさうさうにしてちゝの後をさへ
のぼ佐よなる八右衛門とそのことをすくこれより
内匠頭廟所泉岳寺へ引とらへて
引とらへ首を焼くこともなりかへ

大[illegible]にいたりまして[illegible]をせ付[illegible]せ

[illegible]いたり三月より[illegible]安[illegible]浪人ハ

されバ十二月[illegible]仏名御(ご)番(き)[illegible]ものへはいりけるの口上

浅野内匠頭家来大石[illegible]以下四十七人[illegible]人の如き

吉良上野介殿中へ推参いたし[illegible]せしめ[illegible]これ

まことに君臣の義(ぎ)を[illegible]ハ即ち[illegible]の[illegible]

切(せつ)腹すべき[illegible]とも御[illegible]さいわい[illegible]

いたし[illegible]ハ[illegible]泉岳寺(せんがくじ)へハ

おもむき罪(ざい)科(くわ)をおまちん右[illegible]のよし[illegible]

かくして又一通の書付を出し[illegible]文しるく

去ル三月内匠頭(たくみのかみ)儀(ぎ)[illegible]殿中(でんちう)の儀ニ付吉良上野介

へ意(い)趣(しゆ)[illegible]殿中(でんちう)におゐて[illegible]御座(ござ)

[illegible]候[illegible]則(そく)[illegible]切腹(せつぷく)仰付

[illegible]働(はたらき)[illegible]切腹(せつぷく)[illegible]城(じやう)[illegible]

赤穂城召上(めしあげ)られ[illegible]家中(かちう)[illegible]

上使の御下知(げぢ)をうけ[illegible]城地[illegible]家中[illegible]退(さいそく)

離(り)散(さん)いたし[illegible]右[illegible]の[illegible]良雄(よしを)[illegible]

の御事これあり上野介殿[illegible]内匠頭[illegible]き(きりやうご)

故主の御憤 家来とものしのひかたき仕合となりしこゝろ故
これまでしのびて黙し 家来とも憤を心にさしはさみ
の臣として存しあり然れとも君父の讐ともに
天をいたゞくべからざるの儀黙しがたく今日上野介殿へ
推参仕候 偏に亡主(ばうしゆ)の意趣(いしゆ)を継ぐ志までに
御座候 私共死後若御見分(けんぶん)の御方御座候はゞ以御披見(ひけん)
願ひ奉りかくのごとくに御座候以上 元禄十五年極月
十四日 浅野内匠頭長矩家来(けらい)
右口上書三通をしたゝめ一通ハ上野殿やしきに残し

又一通ハ伯耆(はうき)守殿へ持参(ちさん)し一通ハ泉岳寺(せんがくじ)へ持参
せしとなり 伯耆守殿の仰ハ口上の段(だん)聞届けぬ
然るに早速注進せしかバ神妙なる仕方なりとて今
少し休し老中へ申すべき間待てそれまで両人ハ
おまハりへしとゞまれとぞひかへ待りぬみ両人ハ上野介の
首をさゝげ寺のひく高輪と泉岳寺へぞいそぎける
これハ若(もし)も途中(とちう)にて奪(うバ)れんもやとおもひしなり
然るに又人ハ一つのくびを白き布(ぬの)にて包みて鑓(やり)に
つらぬきさきにむすひつけて本所より永代橋(えいたいばし)をわたり

蕭々たる易水かくいはゆるそのうちにくに
はるかなる彩雲より出る町へ十五日の朝なるに
泉岳寺へ行きて渡りさより堀より内に入
あまた内匠頭殿の廟所に伺候して其の紅涙をつきて
首を墓にそなへ内匠頭殿の重代の長刀一腰を添て
内蔵助これを献じ陰を以て法にあまるせつき定て
陰通隠りつくさんとて御望を遂しは遂に
眼晴し遠近く鬱憤をはらしるへといひも
ゆつゝも落涙しあれど田舎人の者まで一同に

男泣きそ泣にあるゝて寒気はなはだしくて堅氷を
髭にむすべるはありて素肌に荒き毛の衣をかずれど
寺の大庭にまちたつ火をたきて車座となりてあた
りのうちに粥をすゝめるにそれぞれが何者かいひ
けるん上杉弾正大弼の尾張守に首をうばひ
まいるかもしれずとわるくいひあへるやうこれ無き
よしこれをきゝまゐらせて歳月の一筆にして
浪人たちの目をさまさんとせしに今やまやとお待ちたが
それは虚説なりとてなりしたまへ泉岳寺にて追善なり

はまりを述ぶりあれど詩文和歌誹諧をしるしがたく
ありと云すてぬ

絶句 序アリ是を畧す　木村岡右衛門貞行

身寄寒雲東海東　命懲恩義世塵中
看花飲酒蹈幾歳　時哉暁天霜雪風

辞世の和歌　岡島八十右衛門

武士の命は惜しからず名のみを惜しむ吹雪を見るとき

祢津則休

人の世の名に残るは跡なくとも消る雪ぞ富士の高嶺

放水る墨跡包香

花の江戸に雪の降るがごと吹降るに　大高源五忠雄

山を行く力も落して松の一雪

中にも武林唯七武克が父渡辺平右衛門

故に在しとぞ見る人の後の名きこゆ

ほしすてられしも山の端に吹かれし跡

越中やまと松平隠岐守の毛利甲斐守の後

臨終ともしてもいひのこしの影しくれそ

天者先浪人すへし浪人して世をしのびの身なれど
地下出むかし比の其霊言ありハ誠に哀れなり
其公儀より御せともなき由ハおろそかならず
極ハいまる御せ御しの御相は候らの中にも
家も此他とも忘るゝ出づる事の奥之御倉を立
泉岳寺へまいり寄ひしく忘るゝものは佐りき
了てかゝりけんに御せ御しの御かゝりし御く心たく
後のる成べきよしゆくゆひく此らず倡ひ侍れし
則ち此の寺に葬りて若衆なりし加茂地所に至せ

幸是にし中国筋の小野寺十内同役鈴木氏兵左衛門目付
左十人いつれも義を思ひ此すひとのくせ此人の
大石氏へ送りてその御せ御しを返しまいらせ泉岳寺へ
立寄り明くれ十六日の未明より此比の者何ぞ警固し
て此の急ぐからし越中ちやうへ来たん

家老 大石内蔵助良雄 年四十四 禄千五百石
郡代 吉田忠左衛門兼亮
物頭 原惣右衛門元辰
側用人 片岡源五右衛門高房
大目付 間瀬久太夫正明
京留守居 小野寺十内秀和
物頭並 磯貝十郎左衛門正久
[illegible] 堀部弥兵衛金丸

御絵図役 潮田又之丞高教
武具役 奥田孫太夫重盛

馬廻り 富森助右衛門正因
馬廻り 間喜兵衛光延

祐筆馬廻り 赤埴源蔵重賢
上同 矢田五郎右衛門助武

同 大石瀬左衛門信清
同 早水藤左衛門満尭

近松勘六行重 四十四
なく年齢及ひ知りける

これは思ふ所も亦同し
隠役多く捨人

部屋住 大石主税良金 内蔵助嫡之
馬廻り 堀部安兵衛武庸

馬廻り 中村勘助正辰
同 不破数右衛門正種

祐筆馬廻り 菅谷半之丞政利
同 千馬三郎兵衛光忠

同 岡野金右衛門包秀
同 木村岡右衛門貞行

蔵奉行 貝賀弥左衛門友信
同 大高源五忠雄

甲斐七又へ八十人
同役 村松喜兵衛秀直

勘定方 岡島八十右衛門常樹
同 武林唯七隆重

金奉行 前原伊助宗房
同 倉橋伝助武幸

同 杉野十平次次房
同役 吉田沢右衛門兼貞

同 勝田新左衛門武尭
同役 間新六光風

近役 小野寺幸右衛門秀富

監物多く十人

撿目付神崎与五郎則休　　無役　間十次郎光興
在やく　奥田貞右衛門行高　　同　矢頭右衛門七教兼
同　村松三太夫高直　　同　間瀬孫九郎正辰
同　茅野和助常成　　同　横川勘平宗利
同　三村次郎左衛門包常　　同　寺坂吉右衛門信行

此そのむかしより父子兄弟の敵うちたる数ハ何れなし
君臣の為にてかくするものハお代未聞なる事に御座候
乃此忠志ハ事のかなふまじきとて一統上野介を
討しハ大石父子を初として四十七人なり上野介家来の内

あくるひ死人四十六人の内十六人ハ手負に死す家老
斎藤宮内その夜町々へ立のき翌日になりて公儀へ
撿使の事くハ斎藤せしとなり公儀にてもすみやか
七日ハ御沙汰もなく言上をもなかりけるが十八日にきこし
めされて御目付より其上意ありしとぞ此内
本中奉行にて御評定ありけれど例もなき事なれば其
処の御役人の思ひ入れの様にしかりて申され
ざりけるとぞ武家ハ皆泉岳寺院に在家
わたりけるべく存念にてさしよる者まで不相替なる気味

のきゝすしあるとや語り武士のためによき鶏材
なましきひくの評議評定人のもすへゆく了せ
行ら悔ゝしあれと唇を欠きぬいはかりけり落首
あいさつにいふをのまくさうにいひさうにあらき己の身の首
年の身の上の作出し山金銀の公事の作吉己の身とと
のすいは衣とけるき使く御慕して衣じしと行り
あれど物れてすとの上へあり又
いかりてときに甲斐ある大名いは細川水の清からん
句のうちに源氏甲斐細川水野とあるへて作ゞ出

大名衆へ下ゆくをも何かんとうや談ぜんふりしみ
八景とりはやりて
少将の君の頭　佐平の落涙　童子の批判　泉岳
寺の番僧目やを口すさみに何ゆかし八本取の変塾と欲
してうくしいたりし此の外ゑく口に唯ゝせし狂句
とも陌とり嘉びすしくて皆たましきをすりて
行りしすちをくて変とりまりしけり
悔とくや好ゞずの内を出ず悪ゞ事の里をなしるからし
只源谷のひくきて同しく人舌はうに禁じがてし

こゝや極月の事なりし御届ありしハかの四十七人ハ
御預りの大名衆より御伺ありて御沙汰いかゞの御儀しや
イヤ流罪じや死罪じやと諸評まち〳〵なれハ説ありしが
浅野ありしかれ共大事の忠臣をたすけんとされ
とかく御つみをさだめかね正月二日より
御屋敷水風呂御詮議ありしかども人を評せしに彼
入れいろ〳〵ありて二月四日の評定にて四人の大
名衆とめされ御目付御書き丹羽長門守長国
其ほか御出ニ三人御申にて其口上

浅野内匠家来へ仰せ渡されは　上意　内匠頭儀　勅使
御馳走乃御用仰せ付置れ時節柄殿中をもはゞからず
不届の仕方に付御仕置仰せ付られ吉良上野儀ハ御構ひ
なく指おかれ候処主人の讐を報すとて内匠
家来四十七人徒党致し上野宅に押込飛道
具抔持参し討候始末公儀をおそれざるの段
重く言語道断のいたされ候依て切腹申付候
ものなりとて御検使にて御目附衆立会にて四人の
御屋敷のものへ渡されし又同日に吉良左兵衛の

浅野内匠頭長矩上野介を討んと為し左右に隔られゆくさ有
殺伐せしにより即時[illegible]へ御預け被仰付上野介家
来辛の者ハ其の外にて[illegible]同中小姓共ハ
うち首其の外の者ハ悉くのかれしが赤穂へ[illegible]ハ
ひ結党して[illegible]黙れど四十七士の面々[illegible]
本望を遂べき志を忘れず其の時の[illegible]日も夜の如く
て又其の後に野辺の露と消し泉岳寺の露
の煙りとなりてきえても[illegible]も[illegible]
きハ推されて感涙の袖をしぼらぬハなく

ましきハ人ハ萬物の霊なれども寸にふまで天地乃
[illegible]動も[illegible]の[illegible]
岳手墓取の卒兜婆本立の如く人亀と見えし
き[illegible]の如十も出来て飛きたる[illegible]
すゝめの人も眉をひそめしに又狐狸の
[illegible]遠く山丘を[illegible]鳴[illegible]
ゆ人肝をひやしぬハ四十七臣の末期[illegible]
や[illegible]曉すぎ[illegible]の晩鶴に[illegible]の語せる訃
来り皆人ハ哀れぶべき[illegible]六歳[illegible]ハ

ゆきしに天神地祇もおはれてわかしめしる事ふせうんと
物うき低くてぞひらきしは大石内蔵介法名忠誠院
刃空浄劔居士と号しその外の四十六人一様に上
にて刃の字下に劔の字を付られし間新しく
死骸ハ秋元但馬守殿家中に縁の者ありて
もらひうけられ内匠殿法名冷光院殿前
少府朝散吹毛玄利大居士と号するより大居士の
石塔を中にして四十六人の石塔を立ならべ
けれハ貴賤群集して参詣の袂を絞りて

日夜門内門外にて市をなせり細川殿より弔料
として白銀三十枚浅野内匠の後室より贈らず
たりより内くより銀五十枚寄せられ
しかれは餘の三家の大名衆より白銀二十枚諸
役人あまた内くより二十枚ほか四十六人の
親類の者より寺への納金も多くて禄着して後ハ居士より是弔料の
かすて追はれたる寺あたりて右の金子
みな全て末代の泉岳寺の冥魂のめぐりのために
山門を修復せられけり追善の詩哥なども

ありしけるに儒林林家の某氏
去歳季冬故少府監赤穂城主浅野長矩の家臣
臣大石内蔵助等四十六人異体同志熬讐
趣義今茲仲春初四日官裁不令各處ト死
刑其志雖遂其性不全天乎命乎時運乎
難堪哀情抜涙而作

闔門突入蔑荊卿　易水風寒壮士情
炭唖形衰追豫譲　熱欹涙滴挽田横
精誠貫日必何悔　義氣抜山生太輕

四十六人俱伏刃　上天無意佐忠貞

又句頭に大石良雄忠節名士といふ八字を冠
安して四十六人の義臣等を追悼す

叢林沙門某名

大事一謀如響應　石堅盟會烈丈心
良籌運帳勝千里　雄力抜山擲万尋
忠御君恩曽撫劔　節臨自殺也弾琴
名碑朋六何當朽　士女口傳遺恨深

号を句となし疑なくして浮屠遺臣等を挽

る韻をほどこし沙門云名

大勲煌々新臣道　不針豈刺鉄石心
良譲在懐為最　雄雌鳴匣勇追尋
忠宣伏剣不顧己　節應辭朋頭破琴
名翼四飛無処隠　士哉盡奥又窮深

この義臣等先君ありて忘られしよりみさを堅く
ふかく心を武府にとゞまり故にほゝきんじ
ひとたび数をそゝぐ敵のなかにてあへなく〔…〕
てうかひ又世上の評判をうけはじめ天下にいあり佛

神とあがめかんじいふしぬとなげきし百千の誹ひ
もはなはだしく人口にはびこる声くしく〔…〕
今ここに記すものはその大切をひろきし始末を
ひろくかたし者ある編人々夢をいとひろく略せし
この陽攻のかくやくありしをさへその陰謀の
由緒あらしをも推てしるべし

大坂のかまくらにて自殺す

大坂安治町の〔…〕
小者なり〔…〕十一〔…〕

すれさしても今は彦左衛門は家来に附不覚のひ
はきて此事を明かにすべからずとて勘左衛門を追そ
親達乳母もはやりて是非もなく迷ひ
ても只泣く〳〵ひれふすのみなりけるかくいへば勘左か
おいらく若者どもにきかせしは冥途黄泉の供
しらん待申せよとありければ泣く〳〵かへせしに程なく
はやくそれぞれ成りけり勘左衛門八人の一家中し
みなをうちてき中一日をきて二階にあがりて
もろ肌ぬぎ左の脇より脇指をはきさして左の
わきへ引廻りし鳩尾より臍の下まで十文字に
切て咽をかきしに骨も切きてうしろの方迄お
しかへしけるの脇指を杖につきて壁にもたれ
死せんとす脇指の切先は五分ほどあらはれかゝりし
家内おどろきさわぎ備へ訴へしかば検使来りて我
等はくらびて自害せしとうへしにかはりける
ありあるまじき事どもよと感じけり有る和州ま
おやのゆるしたる体をうつして日本の武士の鑑
かくなんぐせずして心いさぎよく成せし傍

ぞ一通の書ありしが清水石丸石見といふの
披見しつるに文体もいとやさしく主人の冥途
乃借せ給ひしの文なりけれど殿も深く感じ給ひ
まことにあはれ不便や今は武士にもおとらぬ
おしむべき事ながら町人のかてといひ若年にて
ありとは希代の者なる猶よりて吊ひてとらせよと
仰ありし即ち石町堀千日寺に之しの石
塔一基取立しめ付す延宝五年四月廿四日
とありし

母といさめ水に入る
江戸小網町のほとりにありし者の後室に三十七八計
なりしが朝な夕なへ粉をぬり紅をいろへ衣裳
にいたるまで今やうの風流をつくしけるハ芝居
見物けるハ神社仏閣詣でも寺毎にあるき毎日出あるき
て身をかざりけれど世のならはし人の嘲にくき
事もなくてありし二十余なる男子ありしお
はずをかく厭ひ事しなしもはずに親子の中
いかなくて人をきのふて悪しくいひけれ尤もに

承引もせざりければせん方なくや思ひけん書置
残して彼の橋の上より身を千仞の水
底へ投しが何とかしけん沈もやらで川上に
流れ去り給ひ形堂の辺にて人々引揚し
故にもやらで親類へ知らせければ母はやがて来り
此ハかくて終りけれど出家して世をさけるはじめにして髪
を切り様をかへ後世三昧の人となり行き
懺悔の其時をまち財を献す
松平相模守殿内藤不如意につき其家中ヘ

合せ知りたる事ありしも今度それ々に拾上しに
竹村甚五左衛門とて二百石とりて極めて悋しき
人にて朝夕食事の外焼塩の外粕味噌の味
をも知らず倹約して人の頼みも一向に取あわず
しが此度許されし後其禄十石を納めさせ
其身は軍役又は法式等をもおさめ兼つゝ
白銀三十貫目余を蓄へて後人々に残らず
厳しく家臣に配分し与へ則ちそれより
件の銀ハ法主の御用へ寄附りて修ふ

きゑいさりしとなり

釈尊の父母を見んとて祈願す

江戸四谷に推田庄右衛門とて法華の信者なる人あり
幼年の時父母にわかれ顔色を見ざる事を
ふかく嘆きしに元禄十三年の夏清凉西嵯峨
の釈尊護国寺にて八十日の開帳ありしに
毎日参詣の願を発しなき父母に一度逢せ
顔色を見せしめ給へと念じ一心に
念求せしかば五日目にあたる夜の夢に釈尊の
法華の貴き縁ある由しけるに十徳きたる禅門来
りしるべしとて見れば我は汝が父なり絶て母は
参詣せしを悦しく辞を以ていはく今孫信心
いさみて祈りあれば三十日にあたる夜の夢に
母の所より母に尋ねしけるの貴さかたに立て
一里程ありてそれより都合三百度参詣
しけり

新著聞集

慈愛篇第二

鶏雄を烹をなげく

母燕雛を愛して雄を追

母猿子をうしなふて水に没す

窮民を賑し救ひ賞に値

無縁病を三十三所に祈る

猿子親を療して人心を感歎す

宥免讒者先非を後悔す

尾州幼君臣を顧す
慈君戦伐自他を回向す
身をすてゝ人を救ふ

鶏雄を烹をなげく
越前の福井松本の藤屋といふ旅籠屋にてある夜飼おきし鶏の雄を殺し料理しけるに雌にはかに竈のまへに飛来りしを捕へて埘にこめしおけるに又とびおりてあまたゝしく鳴ければものにあはれ雄をあさひありけるやとて人々是をあはれみ食はずしてありける

母燕雛を愛して雄を追ふ
大坂道頓堀鍋屋道味といふ者の宅に燕の巣を作

る三年におよびし頃ある朝雄なく巣を出しが
とぢたる戸にはさまりしかバかくかくとして猫に
とられし四ツの雛ありしが母鳥漸々に養ひ育し
あるに或日一羽の雄燕いづくよりきたりけん日ごとに
巣へよらんとせしかど母鳥いなみけるさまにて
よせざりしが昨日の夕暮より漸々一所に成
たがひに雛を養ひあへるが母鳥の居ざる間に茨へ
針をくはへきたり子二羽に喫せて殺しけり母鳥
このありさまを見るよりや険しく翼を搏
て件の雄を追出し残る雛を育ひしと也　貞享
三年の事なりき

　母猿子をうしなふて水に没す

信州下伊那郡飯島の百姓猿を親子飼けり或時
夫ハ野に出て妻ハ洗濯せんとて灰汁を焼焚一炊
ありて桶に湛へおきしにかの子猿桶のうちを窺ひ
見るとて桶のふちにあがりて焚湯の中におちて
死しけり親猿これをみて甚泣かなしみけるが
夫帰りて汝が子を暮ハ不便なれど人の所為なり

迷

猿バ是非なきことゝゆりに座して教訓しけれど
親猿そのまゝ鍋乃蓋をもち来て桶に蓋しておけり
かくすれバ子猿ハ入らぬものをとおもひて教ゆるにや亭主
あまりに哀に覚へ今より後ハ何かまするぞ山へ
皈れと云しかバ恨しげに啼る子猿を抱きて
出行しを不審くおもひ跡より見おくりけれバ山
のふもとへハゆかで殿嶋河原にゆき橋乃半にいたりて
子を抱ながら身を投て失りる畜類としてかく迄
子を慕ふ心に迷ひあるとて猿乃名しばらくしじめ

聞人ごとに袖をぬらさゞるハなかりし

窮民を賑し救ひ賞に値

備中國矢田村洪水して田畠悉く損亡せしかバ
百姓既に飢餓に及ひぬ庄屋見るに堪かねて思ひ
て米穀の有限をとり出し各々に借與へ又葉餘
多くつくらせて草履わらじなどを作らせて賑せしかバ
人々悦ひあへるの限なかりし此ころ國司より新
湯浅民部を奉行として取々の困窮をたゞし給ひ
し小村々より餓死助乃扶持をとらしける數々

ましき淡路の中にも水にはなれし矢田村よりハ何乃願もせざりしが庄屋乃計として小百姓ハ夫次第と思ひゐたりしが不届乃ことなりとていましく穿議したまひけれど只今はるのかへきハ本意にもあらぬ次又隠すべきにもあらされバそも有乃儘に云しかバ奉行手を拍驚きかんじかゝる奇特乃こそ有まじきとて其よし大守へ訴へましけれバ感心斜ならず淡路にして八木を賜りしことなり

無縁病を三十三所に祈る

大坂長堀中橋乃草履賣仁兵衛が店ヘ行脚乃僧腰かけ茶をこひけれバ見るにしくハ有どもこれへいらせられて茶碗などさしいだすゆゑ仁兵衛が兄なりし市兵衛といふ者居合せて今日ハ志乃日なれバ貧しき其なりなれど麁相なれども時ならぬものなれど其うへで奇特乃ことなり行てたべんとて伴ひ行しに僧のいはく亭主を眼乃治しきるやまひでこの眼病ゆへいかで身体せはしく又も

すべきやうなしとおもひきりしかども、きたりしハ三十三所の
順礼をせめてすゝめしかど路銭もなし妻
子乃中にもいさゝかも唯願ふべきもなくおもひよらず
かくしてつゐに扱ひしも笑止乃ことを尋ね参りし
もし命あらバ来年汝乃ために順礼すべしと玉
ひければかの誠しかりけるにもおもひしに明年
三月ハ来て参りしほどの順礼し侍りしが
市兵衛うちかくろふき実ハ汝が事にてありしことをも
歓喜乃涙を流しければまたしかしかと元

より貧しき我なれどすべきほども侍らじこそあらん
親よりも傳へまし守地藏尊をたいせつに責て
乃ためにて施しまいらせんとおもひ頓て襟にかけ命
きりしゆゑ眼乞し出てゆきしかひに六月朔日
ふ下向なりてそれよりいよいよ眼治しけるにや自盲て汝
いとかろよからん様にもなく願ひてしかも佛力に
も叶ひてやみけるをおもしいのちにもかべしかくも体
もいよいよおとろへ妻子とも離別しけるが分抱り
おりんもいとど心うかるべし　吾ハ高野山西谷蓮華

院乃隠居にて仰り汝一人乃ちからてはさ乃ミ難儀なり
そ仰じいざこよせて翌日同道して登山し
とりしし元禄三年九月の事なり見届し人の人を
ありうるまじはいかなるしかバ今まで貴きひと
にてありし由すと人々感涙せし

猿子親を療して人心を感ず

信州下伊奈郡入野谷村乃者冬乃日猟ニ出不仕し
合にかく皈る路乃大木ニ大猿乃居けるを見れ
究竟のえものなりとて討取り夜ニ入宿につきぬ日

皮を剥んと凍ては剥かたしとて囲爐裏の上に
釣かけぬ深更ニ目をさましけれバいまて釣き
し火影ニ見へ隠れにするハ不審しく思ひ
能くうかゞひけれバ子猿親乃脇下によりつき
居けるか一匹つかまりおりて火にあたり手を
あぶり親猿乃鉄炮疵をなでさすりしを見るより
哀さいやまさりて我いたましく思ひれぞ身一ツたてんとて
かくは情あるものをとらしつと先非を悔て翌日
頭て女房にいとまをこいて頭をそりて世をのが

れ一心不乱の念佛者となり諸國行脚に出
たりけり

宥免讒者先非を後悔す

戸川肥後守殿家来杦山茂右衛門といふもの
主人の悪事十三ケ条公儀へ訴へしに毛頭こと
なきゆへかく不届申したりとて則茂右衛門を
主人に下されけり家老乃面々相儀して首を
刎んといふを主人すさまじくいやそれには及ぶ
じとて許しおかれしかバ家中の者ども奥羞を
かくて念をかへたりそのゝち池田宮内殿へ身躰
すゑて國使に茂右衛門来りしに憎き佞人な
来れりと皆人にくみしに肥後守殿それをきこしめし
そとよび出し汝に久しく逢ん健体なりつるか
よるな宮内殿に逢なぞすり合と云べきぞとありし
かば茂右衛門頻に感涙にむせびありがたき仰
かな我あやまり至極仕りぬ生々世々わすれがた
き御厚恩なりとて悦しと也これを以あるこころなが
らみとぞかくむかり我何や悔りて入ありぬべき世ゝと

殿にも悦ばしくよろこびあへりけるとかや

尾州幼君臣を顧す

尾州中納言殿十一歳の時しき扈従と小坊主と
御目通にて何やきつゝしけるとせしを御覧ありて面ひ
御傍の石川圭左衛門を召て只今かくこそ見えけれ
召出せし大津主膳も自然に勿論にてハをもしハ
不調法のありけるにやと心憂かりけるもありけるに
かく成無遠慮なるもの向後中付けの所を仕られし
ものなり御年十四歳の時御庭内の木枝を折られせし
と御覧して此ほとりより油断するなかれとく
給わりて庭掃除の後藤源次召して庭木の枝
を兎ありても角ありてもありける下人墮して
はやるちからなく後難恐れける汝お所為にせしへ
世上にいふ歴うちなし今よりのち堅く停むべしと
仰られしとなり

慈君戦伐自他を回向す

東照権現宮関ヶ原御勝利の後にて旗僧を召ん
しゆふていさる人をしる事にはふて浄土宗

れ所化なりとけりしかバ則ち潜にぞ近く召れて
合戦の吉凶をとはせ給へバいかゞ負させ給ふて
それなハ敵を偏に擒くはつ氣色いかにも得ぬ
ちかるにてハ勝利なりがたしと答に重て問せけるハ
いかにぞ勝利をうるへき僧乃いはく御心ひとへに
天下を治平にし萬民を安泰ならし神社
佛閣乃癈頽を興隆せんとかく大悲の鎧を召
けバ敵一人を討てハ佛敵神敵とぞ降伏せ
しとおほしめしなハ心やすかるへしと示しけり

されバぞ大ひに御感ありて頃てよし菩提のみ
けるまゝいさゝかせよとて關ヶ原より誘引しなひ
自他の戦死の者を過去帳に載させいんじく弔
ありし後三州大樹寺にて浄土相承五重血
脈等のこらず受得しならひ称名六萬遍の日課
戦場にても尚おこたりたまハざりしとぞかの
僧ハ後より觀智國師と申せし
身をすてゝ人を救ふ
永井信濃守殿江戸の屋しきにて家来僕婢を討

むかひ乃宿六左衛門方へ忍び入りし盗賊なれバ日ごろ
信濃守殿にも心にかけ居りし所かゝる者人を討
留りし事出しなりとて使をつかはされしに急
より先紙にて認め置て熨斗目に麻上下を
着し御屋敷の玄関より入り家老中にあひ
盗賊乃何がしとも己が方へ来りし他家よりまゐり
たらんにハ八幡も照覧しぬへ出すべきとハ思ハ
されど左様にてハ当家乃遠意をわするゝに似たり
去ながら武士乃一道立ざる事ハあるまじく所詮

此者をさし出し自ハ髻を切て立退んとおもひ
きはめたるよりて暇乞に来りける疾く人々
たらされ召捕へ置と語りしかば頓て信濃守殿へ
告しかバ殿きゝ玉ひ定めなきうへハ是非
に及びがたし去ながら急ぎすべき也他所にて
もし見付たらんにハ討捨べし其の方にたらん
にハ別儀あるべからずと宣ひしこハ六左衛門も
悦浅からずして抱へおかれしとぞ梨

新著聞集

酬恩篇第三

犬嶮難を救ふ

蛇密符を傳ふ

活鼠金を奉す

猫舌を噉齧す

鶏を活して賞ふ値ふ

犬険難を救ふ

寛文三年に駿府の在番に酒井伊豫守殿おはせし小屋より白犬のありしが常に豫州殿の前より出るを小坊主に給てもと喰せられしける時豫州殿遠回りとやらめしけるに出させまた小坊主も供にまいりしが過て谷に落たりしにいづくよりまいりしやらん件の白犬走より帯のむすびめを喰へ曳て囲とそのあがりて吠ければ各これに驚き引あげて助けてげり

蛇密符を傳ふ

上杉彈正大弼殿乃家子に静田彦兵衛といふ人ありし先祖なる何他所なし小童のありまりて白蛇を殺さんとせしをもらひうけ求めて放てやりぬそれ故りし路にて夫婦娘を誘ひたまし免なる時にて出むかひ今日ハ誰を有さけによりて此子お命活助まゐらせたりとて送り出せしが其家ハ皆ろきこハおもひよらず乃のに人たかひなさん全く助かり侍りしハ白蛇を助ぬる事へるありしかバ此子にもくれたりしき此悦びにハ蛇乃見入しある障を除くかす教へ奉ん此咒文をあり紙に入てかけさせ給へ立所に験なるべし一子相傳にせうねよとて別れ行けれバ今に家にのこし伝へられ女乃子まもる人でハ件乃符をうけ紙にいれてかけさせ侍りける

活龍金と奉す

寛文六年乃頃にくありしお江戸新姿町にて香具屋九郎左衛門宅にて龍なる小溢れを

栫落してそう家業ふ殺せよといひけるしを不便
乃のにおもひ助命放ちしけるの其乃夢ふ児一人
来り告けるハ命たすかりゑ加護にそのへ恩一つきこし
めしひ下とすれ金魚をさうれふ出しあるを戯
食とおもひ目ゆめてちよふせゝんにふ猫乃ゆりしを
吐出しされる金子一歩ありおまこハ奇特乃ゆの
ありとてそれよりぬきたる宅ろりハ鼠を殺さ
ゞりし

猫舌を噉嚙す

大坂博労の内華山町鍛冶屋八兵衛か妻かきぬに
ひろうひろく死すべき猫ちろつきし比ゑしを飼
おきし猫床乃ゆきまんを離ずゆりし毎病人の日
秘ハ頓て死すゆりなきこの中にたゞ小洪を可愛が
ゐ人もゆうじいかゞくちりとも好まゝ口説しがバ
打さなきもゆきふこに来りしが病人そちなく成
て望おそゝりに件乃猫妻乃跡すつき一町ちう
けりしを追反しあれを書に咽り舌をそい切て
死したりし貞享二年十月廿八日乃そのん伝りし

鶏をいかして常楽寺にあり
相馬出羽守殿家中富田作兵衛在江戸にて二階
に住居せし所ある夜ねむりにつき夢に
美女一人来りて只今我は殺されんとす助け下
されよ何もけふは末々流ありまもらんとて
消ぬ夢は覚ぬ頓て起二階をおりて見れば傍輩
何某が寄合鶏のかしわ雌をしめむとて云合りし
をバ扨ハ夢乃告ニて此をかりし心に憐み夢をと
語りし此鳥我に賜れと強ちに乞受日比谷
乃稲荷に放ちあるときは殿乃御母公きこしめし
やさしきものなりとて作兵衛に樽肴を賜りし
其のちかなりよろしき奉公乃ふもちなきて二百五
十石新恩を拝領せしハ寛文年中乃ことなり

島田蔵書

島田